

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

- ※10名以上のグループでお申込みください。
- ※学校、公民館などへの講師派遣も可能です。
- ※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

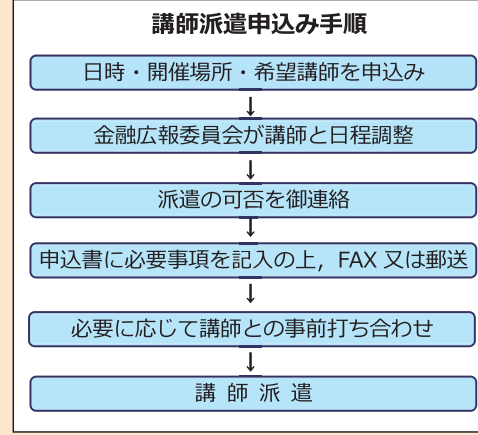


広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（令和2年9月現在）】

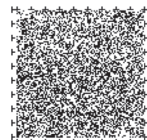


アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でし ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療など生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及など）	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	いっだ ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金の話（本当に必要なお金は）
いそぎき のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識	みかみ きくみ 三上 貴久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え		

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※	市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	火・木	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	熊野町	082-820-5636	月~金	10:00~16:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00	北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口にご相談できます。			
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。							

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>
消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など
コロナに関する県民相談 ☎082-513-2826 … コロナに関する県民生活相談
メールでのご相談は [広島県消費メール相談](#) で検索
受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時



◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



令和元年度 消費生活相談状況から

○消費生活相談状況について〔表1〕

- 令和元年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談は26,356件で、前年（28,257件）と比べると1,901件（6.7%）減少し、この10年間では最も少ない相談件数でした。
- そのうち、「不当請求・架空請求」の相談件数も減少しているものの、全体の10.4%を占め、例年同様最も多い内容となっています。

○定期購入・SNSをきっかけにしたトラブルに注意！〔表2.3〕

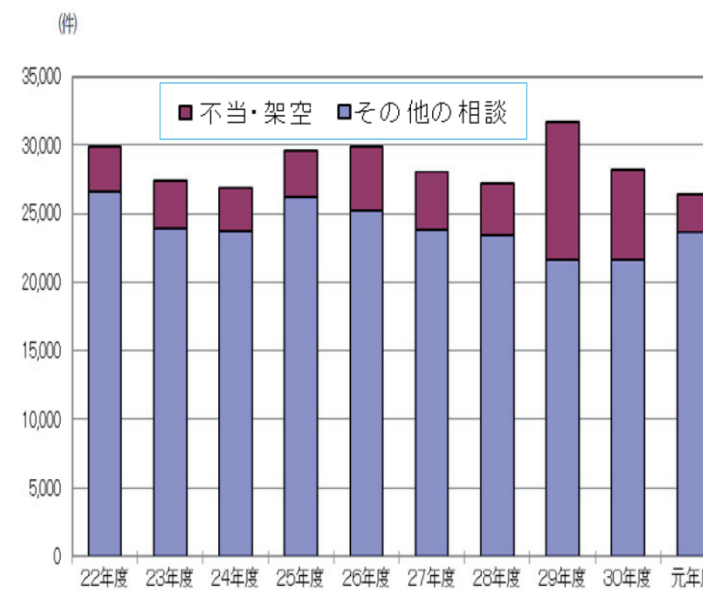
- 令和元年度は、化粧品や健康食品などの意図しない「定期購入」に関連する相談件数が、前年度に比べて2倍以上に増加しています。
- また、SNSが何らかのかたちに関連している相談も、令和元年度は前年度に比べて1.4倍に増加しています。

定期購入・SNSをきっかけにしたトラブルには特に注意してね

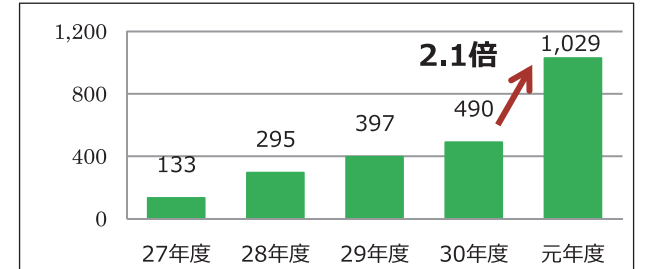


広島県消費者啓発キャラクター ムーチョ

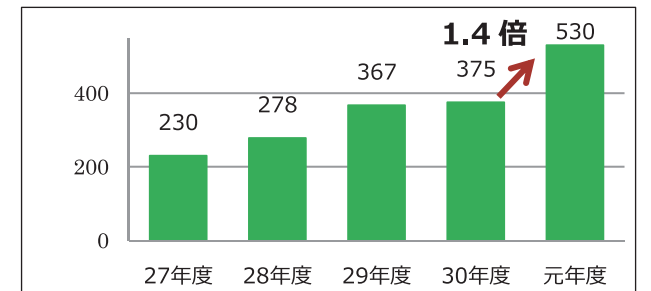
【相談件数の推移】〔表1〕



【定期購入に関する相談件数】〔表2〕



【SNSが関連している相談件数】〔表3〕



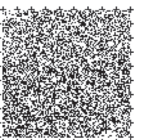
目次

- 定期購入、SNSをきっかけにしたトラブル … 2
- 高齢者を狙う悪質商法に注意！ … 3
- 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



令和元年度に急増した相談

意図しない定期購入トラブル

【相談事例】

SNSで「ダイエットサプリ、お試し500円」という広告を見て注文した。500円のサプリを受け取った翌月に、初回と同じ商品が届き、高額な請求書と一緒に入っていた。慌てて事業者にお問い合わせると、5回の商品購入が条件の契約だと言われ、料金を支払ってしまった。



○無料やお試し価格をうたう商品は、定期購入の可能性が高いので注意しましょう。

「お試し」や「初回限定」などと広告し、2回目以降の支払いは高額な料金を請求する定期購入に関するトラブルが増加しています。金額が安いからといって安易に購入ボタンを押さないようにしましょう。

○商品を購入する前に契約条件をよく確認しましょう。

商品を購入する前に定期購入契約になっていないか必ず確認しましょう。また、解約・返品条件などが、見えにくい場所に小さな字で表示されていることもあります。よく確認しましょう。

○通信販売は原則クーリングオフができません。購入は慎重にしましょう。

通信販売では、返品については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。申込時の条件をよく読み、安易な契約はしないようにしましょう。

○SNSによる誇大広告をうのみにしないようにしましょう。

SNSをきっかけにした儲け話

【相談事例】

SNSで知り合った女性から「副業に興味はないか」と聞かれ、カフェに誘われた。オンラインカジノを日本に広める事業で「人を増やせば紹介料がもらえる」「絶対に儲かる」と言われた。会員登録料として、50万円を支払ったが、稼ぐことが全くできない。詐欺ではないか。



○相手が本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

SNS上で知り合った相手の書き込み内容などを、すべてうのみにしないようにしましょう。「必ず儲かる」「簡単に稼げる」といった誘いには乗らないようにしましょう。

○内容等が分からない契約をするのはやめましょう。

契約内容や事業者の連絡先をよく確認せず契約をすると、後からトラブルにつながる可能性があります。必ず事前に契約内容をよく確認し、実態がよく分からない投資などの契約はしないようにしましょう。

○SNSの広告がきっかけのトラブルも多く発生しています。

SNSの広告をみて「スマホで1日30分、簡単な操作でラクラク副業」など、SNSの広告がきっかけで高額な契約をしてしまったというトラブルも多く発生しています。便利なSNSですが、リスクがあることも認識しましょう。

高齢者が狙われています！

悪質な訪問販売業者に注意！

【相談事例】

「お宅の瓦が傷んでいるようなので無料で点検をしたい」と業者が訪問してきた。点検の後「かなり瓦が傷んでいる。このままでは雨漏りするので、すぐに工事をした方がいい」と契約を急かされて、本来必要のない高額な修理の契約を結んでしまった。



○「無料点検」を口実に訪問し、高額な工事契約を勧める悪質事業者にご注意！

点検自体は無料であっても、その後様々な理由をつけて有料契約を勧め、高額な支払いをさせる悪質事業者がいます。すぐに契約をするのではなく、家族や身近な人に相談するなどして、慎重に対応しましょう。

○工事内容や金額をよく確認しましょう。

「このまま放置すると大変なことになる」「すぐに工事が必要」などと不安をあおったり、むやみに契約を急がせたりする場合は、注意が必要です。本当に必要な工事なのか、工事の内容、作業項目ごとの金額はいくらなのか、事業者によく確認しましょう。

○その場で契約せず、複数の事業者から見積もりを取りましょう。

近所の工務店などの複数の事業者から見積もりを取って、比較検討をしましょう。

強引な電話勧誘・アポ電^注

注 家族構成や資産状況を聞き出したり、相手を信用させたりすることなどを目的にかけた電話

【相談事例】

・「大手電話会社と共同で事業を始めた」という会社から、「契約を変更すれば、インターネットの利用料金が月額約1000円安くなる」と電話があった。現在利用しているインターネット回線を変更するつもりはないと告げても、「現在の回線契約の解約料や機器交換費用も負担する」などと強引に回線の契約変更を勧めた。
・消防署の職員と名乗る人の電話で、「一人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように、一人暮らしか確認をしている」と言われたが不審だ。

○強引な電話勧誘には毅然とした対応をしましょう。

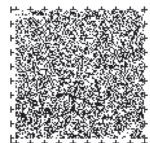
勧誘をされてもすぐには返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を十分に確認しましょう。また、必要がないと思った場合はきっぱりと断りましょう。「今よりも安くなる」と勧誘をされても、他のオプションサービスとセットの契約だった場合、今の料金より高くなることもあります。

○知らない電話番号からの電話に出るのは慎重にしましょう。

会話から個人情報が知られます。家族構成や資産状況を聞かれたらすぐに電話を切りましょう。また、家族を名乗る電話も一度切ってかけ直すことでトラブルを避けられます。

○迷惑電話やアポ電の防止のために、在宅時でも留守番電話等を活用しましょう。

在宅時でも留守番電話機能や迷惑電話防止装置が付いた電話機を活用して、迷惑電話やアポ電を防ぎましょう。電話で強引な勧誘を受けたり、個人情報や口座情報を聞かれるなど不審な電話があった場合は、すぐに消費者ホットライン（☎188）や最寄りの警察署または#9110（警察相談専用電話）にご相談ください。



トラブルに巻き込まれたときは、消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

